現行		改 正 後	
一律25%		1ヶ月の時間外労働	割増賃金率
		~45時間	25%
		45時間超	労使で時間短縮・割増賃金 率を引上げ(努力義務)※1
		60時間超	・50%(法的措置)※2 ・引上げ分の割増賃金の支 払いに代えて 有給の休日 付与も可能

※1→ 45時間超60時間以下については努力義務

※2→ 中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。 施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

●割増賃金の支払いの代替措置としての有給制度の導入

払いに代えて、有給休暇を付与することができます。き上げ分(50%―25%の差の25%分)の割増賃金の支える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引事業場で労使協定を締結すれば、1ヶ月に60時間を越

1 個

一部が改

正され、平成22年4月1日から施行されます。活の調和を図ることを目的として、労働基準法の

)時間外労働の割増賃金率の変更

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生

*時間外労働を月間76時間行った場合・・・

●年次有給休暇の時間単位での取得

として、時間単位で取得出来るようになります。事業場で労使協定を締結すれば、1年間に5日分を限度現行では、年次有給休暇は日単位での取得が原則ですが

40時間の有給取得が可能となります。 体暇の使い方として5日と8時間×5日= は、入社後6ヶ月で10日付与された有給

URL http://www.6064.jp 社会保険労務士 赤井孝文